

○ 愛知県都市職員共済組合職員の懲戒処分等に関する審査会の設置に関する規程

(平成13年3月1日)
(平成13年規程第2号)

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）の職員（以下「職員」という。）に愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号。以下「就業規則」という。）第27条第1項各号のいずれかに該当する事案が生じた場合において、同項に規定する懲戒処分（懲戒処分の限界に達しない軽い処分（職務履行の改善向上のための制裁的実質を伴わない訓諭その他きょう正の措置等をいう。）を含む。以下同じ。）をするかどうかの審査をするため、愛知県都市職員共済組合職員の懲戒処分等に関する審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

(審査会の委員)

第2条 審査会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号。以下この項において「法」という。）第12条後段の規定によるあらかじめ理事長が指定する者（次項において「理事長職務代理者」という。）、法第9条第4項の規定による組合員のうちから選挙する議員のうちから、代表としてあらかじめ選出された者及び愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号）第31条第1項に規定する事務局長をもって充てる。

3 審査会に委員長を置く。委員長は、理事長職務代理者をもって充てる。

4 委員長は、審査会を代表し、審査会の議長を務める。

(審査会の会議)

第3条 審査会は、理事長が招集する。

2 審査会は、前条第1項に規定する委員全員が出席しなければ、会議を開くことができないものとする。

(諮問、答申等)

第4条 理事長は、職員に就業規則第27条第1項各号のいずれかに該当する事案が生じた場合には、当該事案が懲戒処分に該当するかどうかを審査会に諮問するものとする。

2 審査会は、前項に規定する諮問に応じ当該事案が懲戒処分に該当するかどうかの調査及び審査をし、委員長は、審査の結果を理事長に答申するものとする。

3 前項の規定による審査の結果が、懲戒処分のうち停職又は免職の処分が相当としたときは、理事長は、理事会を招集し、理事会において当該事案の調査及び審査をしなければならない。

4 第2項の規定による審査会の審査の結果と前項の規定による理事会の審査の結果

とが異なるときは、理事会の審査の結果を優先させる。

- 5 審査会及び理事会が必要と認めるときは、関係職員を審査会及び理事会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 6 理事長は、職員を懲戒処分にするときは、審査会又は理事会の審査の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、組合事務局の総務課長が処理する。

(雑則)

第6条 この規程に規定するもののほか、審査会に関する事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、公告の日から施行する。